東日本大震災当時のままの風景に衝撃。。。 東北地方・日本海地方意見交換会に参加して

地震で倒壊したままの家屋

3月3日から5日の日程で東北地方との意見交換会に参加し ました。初日はテーマに沿った意見交換会で、各々の地方が抱 えている問題やテーマ以外の事も意見交換でき、問題を共有す る事が出来ました。東北地方青年部は幹事会を年5回開催して いること、青年部独自の財政を持っている事に

> ついては、非常に驚きました。日本海地 方の幹事会は年1回の開催となり、そ の1回の幹事会をどれほど濃いもの に出来るかがこれからの課題だと強



フェンスやロープで仕切られただけの帰宅困難区域



棚等が倒れたまま埃が堆積した室内

2日目はフィールドワークで被害にあった場所をまわり、双葉 町では、聖火ランナーが通る場所や駅前は綺麗に整備されていま したが、それ以外のところは震災当時のままでした。建物は壊れ、 中はぐちゃぐちゃな状態でした。震災当時の場所に行くのは初め てであり、あまりの酷さに言葉が出ませんでした。夜ノ森では、 帰還困難区域の境界を見てきました。道路一本で住めるところ、 住めないところが分けられていました。道路一本で何が変わるの か…。全く理解できませんでした。



請戸地区では、被害にあった請戸小学校や慰霊碑を見学しまし た。この地区は、津波の被害と放射線の被害で多くの人が亡くなっ たと聞きました。原因は、放射線の影響で救命活動ができなかっ たそうです。目の前に助けられる人がいたにも拘らず出来なかった 事を聞き、涙がこみ上げてきました。請戸小学校は津波の被害が あったにも関わらず奇跡的に先生、生徒全員無事だったと聞きま した。子供たちが、いつも遊んでいた裏道を先生に教え、避難し たそうです。生徒を信じた先生の判断は素晴らしいと思いました。



浪江町での慰霊碑

今回の意見交換、フィールドワークを行い、とても貴重な勉強、 体験となりました。考えさせられる事がたくさんありました。こ の経験を自分の分会、支部、地方全体に広めていきたいと思いま す。しかし、簡単に出来るとは思っていません。時間はかかるか

もしれませんが、一生懸命活 動していきます。日本海地方 本部並びに受け入れして頂い た東北地方本部・青年部の皆 さんには感謝しています。貴 重な経験ありがとうございま

> 日本海地方青年部部長 松田祐樹



港湾労働者年金制度が 一部変わります。

(令和2年4月1日スタート)





改正1 勤続期間要件の緩和

港湾年金を受給するために必要な「登録者としての勤続期間要件」が、人材確保の 必要性や高年齢者雇用の進展に対応して緩和されました。

	勤続期間要件	年金制度に登録できる年齢の上限
改正前	満60歳までに18年以上	満42歳の誕生日の翌月
改正後	満65歳までに18年以上	満47歳の誕生日の翌月

「満47歳の誕生日の翌月まで」に、年金適用職種従事者として採用又は配置転換された従業 員の方は、港湾年金の登録の対象となります。

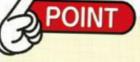
注意して登録申請をお願いします。



POINT 改正2 継続再雇用等における脱退届の省略

次の場合、安定協会への脱退届の提出は、不要となります。

継続再雇用の場合	受給資格要件を満たして 退職する場合
退職時点で受給資格要件を満たしておらず、引き続き同一事業者に継続して再雇用	受給資格要件を満たして退職する場合です。
される場合です。	この場合は、速やかに裁定請求を行ってください。裁定請求時に、脱退届を同時に提出する必要はありません。



POINT 改正3 令和2年3月31日までに入社された方への対応(経過措置)

改正1に対応した経過措置として、次の条件を満たす従業員の方については、港 湾年金制度に登録することができます。

対象者は以下の4つの条件をすべて満たす方です。

- 1. 令和2年4月1日時点で港湾年金登録事業者に雇用される方
- 2. 年金適用職種(船内、沿岸等)従事者として採用又は配置転換された方 (注)年金適用職種とは、港湾年金規程第9条に規定された職種です。
- 3. 採用又は配置転換された日が令和2年3月31日以前 (以前勤務していた会社でのケースを含みます。)
- 4. 採用又は配置転換時の年齢が「42歳誕生日の翌々月~47歳誕生日の翌月」

経過措置の内容

採用又は配置転換された日に遡って登録できます。

登録のための手続



令和2年9月30日までに、経過措置用の登録申請書を地区港運協会に 提出してください。

特例的な受付期間ですので、必ず期間内に申請してください。

詳しくは「登録申請(経過措置) 事務処理マニュアル」をご覧下 さい。



ご不明な点は、以下へお問い合わせください。

一般財団法人港湾労働安定協会 業務部 03-5473-4363 または 地区港運協会へ